

CONTENTS 目次

第 I 章	給与所得からの源泉徴収	
1	源泉所得税のあらまし	3
2	給与を支給するときの税額計算	4
3	アルバイト等に給与を支給するとき	6
4	通勤費の取扱い	8
5	配偶者控除と配偶者特別控除の取扱い	10
6	納期の特例とは	12
7	会社が源泉徴収をした所得税を納付し忘れた場合	13
8	給与所得者の定額減税を行う際の注意点	14
9	賞与を支給するときの税額計算	16
10	役員報酬の一部を未払にした場合	18
11	役員報酬を辞退した場合	20
第 II 章	退職所得からの源泉徴収	
12	退職金を支給するとき	22
13	勤続年数の計算方法	24
14	死亡退職金を支給するとき	26
第 III 章	支払報酬・非居住者からの源泉徴収	
15	司法書士、税理士、弁護士等に報酬を支払うとき	28
16	外国人労働者に給与を支給するとき	30
●	源泉徴収税額表の使い方	巻末

1

源泉所得税のあらまし

Q

源泉徴収制度とは、どのような内容の制度ですか。

A

給与等の一定の所得を支払う際には、その所得を支払う者が所得税額等を計算し、支払金額からその所得税等を徴収して国に納付しなければならないという制度です。

給与や利子、配当、税理士等への報酬などの所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額等を計算し、支払金額からその所得税額及び復興特別所得税額を差し引いて国に納付する制度を「源泉徴収制度」といいます。

所得の支払者は、原則として全てが源泉徴収義務者になりますが、常時 2 人以下の家事使用人のみに対して給与等を支払う個人が支払う給与等や退職手当等、一定の報酬・料金等については、源泉徴収しなくてよいこととなっています。また、給与や退職金の支払が発生しない税理士報酬などの報酬・料金のみを支払う個人が報酬・料金を支払う場合も、源泉徴収の必要はありません。

なお、源泉徴収の対象になる所得は、所得の支払を受ける者が、①居住者、②内国法人、③非居住者及び外国法人のいずれに該当するかによって、その対象となる所得の種類が定められています。

*

*

本冊子では、このうち、居住者に支払う給与等、退職手当等、報酬・料金等及び非居住者に支払う給与等で国内勤務等に基因するもの、退職手当等のうち受給者が居住者であった期間に行った勤務等に基因するものについて解説しています。

詳細は、国税庁「源泉徴収のしかた」（令和 6 年版）と併せてご活用ください。

2

給与を支給するときの税額計算

Q

給与を支給する場合の源泉徴収税額は、どのように計算するのですか。

A

「給与所得の源泉徴収税額表」の月額表又は日額表の甲欄、乙欄（日額表にはさらに丙欄があります）を使用して計算します。

「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表と日額表）の甲、乙、あるいは丙のいずれの欄を適用するかは、給与の支給形態や「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」）の提出の有無によって定められています。

1 月額表を使用する場合

具体的には、支払形態が「月ごと」「半月ごと」「10日ごと」「月の倍数ごと」に支払うものは月額表を使用します。

また、扶養控除等申告書の提出がある場合は甲欄を、ない場合は乙欄を適用します。

設例 1 甲欄を適用する場合

●給与等の額（社会保険料等控除後）	350,000円
●扶養親族等の数	2人
●「扶養控除等申告書」の提出	あり

[税額計算]

- ① 「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）*の“その月の社会保険料等控除後の給与等の金額”欄で、社会保険料等控除後の給与等の額350,000円を含む“350,000円以上353,000円未満”の行を求め、その行と「甲」欄の“扶養親族等の数2人”の部分と交わるところに記載されている税額を見ます。
- ② この金額7,210円が、給与等から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額となります。